

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 営業所オンラインシステム運用保守業務委託 (概算契約)	情報処理— 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥136,747,160	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
2	令和8年度 大阪市水道局給水スポット保守点検業務委託	各種施設管理—機械設備等保守点検	株式会社カクタス	¥1,640,705	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
3	令和8年度 給水装置竣工図書ファイリングシステム運用保守業務委託	情報処理— 情報処理	中電技術コンサルタント株式会社 大阪支店	¥3,205,884	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
4	令和8年度 お客さまセンター管理業務委託	各種施設管理—建物等清掃	阪急阪神ビルマネジメント株式会社	¥2,416,590	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G2	—
5	令和8年度 施設管理システム運用保守業務委託	情報処理— 情報処理	株式会社ヤマイチテクノ	¥6,820,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G2	—
6	令和8年度 水質試験データ検索装置運用・保守業務委託	情報処理— 情報処理	システムスクエア株式会社	¥3,299,725	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
7	令和8年度 お客さまセンターシステム運用保守業務委託	情報処理— 情報処理	NTT西日本株式会社	¥31,290,600	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G2	—
8	令和8年度 お客さまサポートページ運用保守業務委託	情報処理— 情報処理	株式会社太洋堂	¥1,045,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
9	令和8年度 大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）運用保守業務委託	情報処理— 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	¥34,508,100	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G2	—
10	令和8年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転—施設保守点検整備	浅野アタカ株式会社 大阪支店	¥5,333,900	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	令和8年度 豊野浄水場外2か所監視制御設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部	¥5,390,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
12	令和8年度 水道事業体への研修の実施他業務委託（概算契約）	その他代行 －研修	株式会社大阪水道総合サービス	¥10,450,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
13	水質管理研究センター昇降機保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	三精テクノロジー株式会社	¥2,310,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
14	令和8年度 泉尾配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	株式会社磯村	¥8,250,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
15	令和8年度 水道局財務会計システム運用保守業務委託	情報処理 －情報処理	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	¥60,876,200	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
16	令和8年度 水道局財務会計システム公開簿冊情報等連携に係る文書管理システム保守業務委託	情報処理 －情報処理	日本電気株式会社 関西支社	¥1,172,875	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G2	—
17	令和8年度 大淀配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	水ingAM株式会社 西日本支店	¥10,010,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
18	令和8年度 咲洲配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	横手産業株式会社	¥15,950,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
19	令和8年度 柴島浄水場外7か所酸注入設備外保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	月島ジェイアクアサービス機器株式会社 西日本営業所	¥64,900,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
20	令和8年度 庶務事務・人事給与システム運用保守及び改修業務委託	情報処理 －情報処理	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	¥82,054,610	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
21	令和8年度 西島外13か所遠隔監視測定設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 —施設保守 点検整備	メタウォーター株 式会社 関西営業 部	¥29,700,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G4	—
22	令和8年度 遠隔監視測定設備外保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 —施設保守 点検整備	三菱電機プラント エンジニアリング 株式会社 西日本 本部	¥93,500,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G4	—
23	令和8年度 水道センター管路保全業務委託（概算契約）	各種施設管 理—上工水 道施設管理	株式会社大阪水道 総合サービス	¥659,780,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
24	令和8年度 柴島浄水場外5か所配水管理設備外保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 —施設保守 点検整備	横河ソリューショ ンサービス株式会 社 関西支社	¥58,520,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G4	—
25	令和8年度 水道事業における広域連携及び海外支援に係るサポート業務委託（概算契約）	その他代行 —その他	株式会社大阪水道 総合サービス	¥66,880,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 営業所オンラインシステム運用保守業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようにシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは、株式会社日立情報システムズ（現株式会社日立システムズ）が開発を行ったものであり、独自に構築されたプログラムとなっているため、本業務の履行には、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術が必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることができるのは、株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5472）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市水道局給水スポット保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社カクタス

3 随意契約理由

本業務は、市内6カ所に設置している常設型給水スポット及び各種イベントで使用する移動型給水スポットを安定的に稼働させ、常に良好な状態を維持することを目的に保守点検を行うものです。

当該給水スポットは、株式会社カクタスが独自にデザイン設計・製作・設置を行ったもので、他に同様の機器がない唯一のものであり、保守点検を行うにあたっては、内蔵している冷水機及び電気制御全般を含めて、本機器特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

また、上記業者を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、上記業者以外が本業務を履行し、給水スポットに障害が発生した場合、その原因が給水スポットの問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、株式会社カクタスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（電話番号06-6616-5404）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 給水装置竣工図書ファイリングシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

中電技術コンサルタント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、給水装置竣工図書のデータをFAX送信するための給水装置竣工図書ファイリングシステム（以下「本システム」という。）について、本システムを安定稼働等できるようにシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは、上記業者が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因が本システム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは中電技術コンサルタント株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部給水課（電話番号06-6616-5483）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 お客さまセンター管理業務委託

2 契約の相手方

阪急阪神ビルマネジメント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまセンター入居建物における付帯設備の保守点検・清掃等を行い、施設を維持管理する業務です。

お客さまセンターが入居する福島阪神ビルディング（旧名称：阪神ダイヤビルディング）（以下「本建物」という。）は、本建物所有者である阪神電気鉄道株式会社と賃貸借契約を締結しています。また、本建物の管理業務全般は、阪神電気鉄道株式会社から阪急阪神ビルマネジメント株式会社に委託されています。

よって、本業務の実施にあたり、阪急阪神ビルマネジメント株式会社と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 施設管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務は、水道施設及び設備に関わる各種情報を一元管理する施設管理システム（以下「本システム」という。）の運用管理、並びに障害対応等の保守業務を行うものです。

本システムは、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行には、本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムの運用管理及び保守業務は、ライセンスを有している業者のみが可能であり、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地はありません。

よって、本業務を履行できるのは株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。
以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 水質試験データ検索装置運用・保守業務委託

2 契約の相手方

システムスクエア株式会社

3 随意契約理由

本業務は、水質管理研究センターで使用している水質試験データ検索装置（以下「本システム」という。）を日々安定的に稼働させ、その機能が十分発揮できるよう常に良好な状態に維持し、水質試験データの有効かつ安全な活用に資するとともに、障害発生時におけるシステムの早期復旧を目的としたものである。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはシステムスクエア株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質管理研究センター（電話番号 06-6815-2366）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 お客さまセンターシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

NTT 西日本株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付けを行い、各事業所と情報共有し、対応するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、利用実績に応じた性能管理や資源管理のための統計処理や変則的なお客さまセンターの運営時間に連動した電話ガイダンスの設定、障害発生時の緊急対応等の保守を行うものです。

本システムは西日本電信電話株式会社（現 NTT 西日本株式会社）が当局の運用に合わせて独自に開発を行ったスクラッチ開発製品であり、本業務を履行するには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、開発プログラムについては一般には公開されていないことから、新たに他社が履行できる余地はありません。

以上より、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、NTT 西日本株式会社が唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 お客さまサポートページ運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社太洋堂

3 随意契約理由

本業務は、お客さまサービス向上の施策の一環として、各種情報を提供するために設置された大阪市水道局お客さまサポートページ（以下「本システム」という。）を維持運用し、当該ページに設置されたチャットボットが適切に回答を導くよう管理し、お客さまに提供する情報の検索性向上を図るものです。

本システムは、株式会社太洋堂が自社独自の仕様で設計し、開発を行っていることから、本業務を履行するには、本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因が本システム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社太洋堂が唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまがスマートフォン等からインターネットを通じて、水道使用量・水道料金等・災害発生時の応急給水拠点の閲覧機能、水道の使用開始・中止等の申込機能、電子請求・電子決済機能を利用できる大阪市水道局お客さま専用サイト（以下「本システム」という。）について、本システムを安定稼働等できるようなシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは日本電気株式会社が当局の既存システムに合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムは日本電気株式会社が提供するクラウドサービスを使用しており、本クラウドサービスのソースプログラムは一般的に公開されていないことから他の業者が本業務を履行する余地がありません。

以上より、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、日本電気株式会社が唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

浅野アタカ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場（下系）及び豊野浄水場に設置している酸注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、アタカ大機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

なお、アタカ大機株式会社は吸収合併により当該設備の保守点検業務を日立造船株式会社に事業承継しており、さらに日立造船株式会社は当該設備の保守点検業務については浅野アタカ株式会社に移管しております。

同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、浅野アタカ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 豊野浄水場外2か所監視制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、豊野浄水場、桜宮配水場及び柴島浄水場に設置している監視制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、三菱電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は三菱電機プラントエンジニアリング株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 水道事業体への研修の実施他業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、当局が体験型研修センターで実施している他都市水道事業体への研修における講師や、研修テキストの改訂、受講料の徴収等の研修業務（以下「研修業務」という。）、並びに体験型研修センター施設・設備の点検等の施設管理業務（以下「施設管理業務」という。）等を行うものです。

このうち研修業務は、体験型研修センターの施設・設備を使用して当局が実施していた研修内容と同等の水準を確保する必要があります。そのため、契約相手方は当局と同等の水道トータルシステムに係る高度な技術とノウハウを保有していることが必要となります。

また、施設管理業務は、本研修で使用する体験型研修センターの浄水設備棟と機械電気棟を対象に、日常巡視点検を行うとともに研修で使用する設備の稼働確認など、研修が確実に実施できるよう施設・設備の状態を把握するものであり、施設管理業務を他者が行い不具合が発生して研修業務に支障が出た場合、責任の所在が不明確となり研修業務の水準を保つことができないため、研修業務と一体で委託する必要があります。

なお、上記業者は、長年にわたり本市の水道事業に関する業務を受託することにより水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを有しており、近年では大阪府内をはじめ多くの市町村からの委託を受けて水道事業に関する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援の実績を積み重ねています。

さらに、本市水道事業の知識や技術を豊富に有する当局退職者を数多く採用し、本業務の講師業務の人材を確保しており、複数の類似事業者に行ったヒアリングにおいて、いずれも当該業務の履行は不可能との回答であったことから、本市水道事業の技術やノウハウを他の水道事業者である市町村に効率的かつ効果的に提供することができるのは、株式会社大阪水道総合サービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部連携推進課広域連携・海外支援担当（電話番号06-6616-5507）

随意契約理由書

1 案件名称

水質管理研究センター昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、水質管理研究センターに設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、三精テクノロジーズ株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、三精テクノロジーズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 泉尾配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社磯村

3 随意契約理由

本業務は、泉尾配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社磯村が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社磯村が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 水道局財務会計システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、予算・決算・契約・在庫等を管理する、水道局財務会計システム（以下「本システム」という。）を安定的に稼働させ、常に良好な状態を維持するとともに、予防保全及びソフトウェア等の障害や問題発生時の早期解決や復旧を目的とするものです。

本システムは、富士通株式会社のパッケージ製品である「IPKNOWLEDGE」に対して当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものです。

本システムに関する運用保守及び改修業務、当該パッケージ製品の著作権については富士通 J a p a n 株式会社に移管されており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部経理課（電話番号06-6616-5453）

水道局総務部管財課（電話番号06-6616-5464）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 水道局財務会計システム公開簿冊情報等連携に係る文書管理システム保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

本業務は、予算・決算・契約・在庫等を管理する水道局財務会計システム（以下「財会システム」という。）及び文書の起案・保管・廃棄等の業務処理を管理する文書管理システム（以下「文管システム」という。）について、財会システムで作成された公開簿冊情報及び文書情報を文管システムに取り込んでインターネット公開を行うために、両システム間の安定的な連携を目的に保守を行うものです。

文管システムは、上記業者が開発したもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を要します。

また、文管システムの著作権については日本電気株式会社が保有しており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは日本電気株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部経理課（電話番号06-6616-5453）

水道局総務部管財課（電話番号06-6616-5464）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大淀配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

水 ingAM 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大淀配水場及び異配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備の薬品の受入れから注入点までの設備構成並びに構成する機器や部品、材料の選定及び注入等に関する制御方法は、水 ing 株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業は水 ingAM 株式会社へ事業承継されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、水 ingAM 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 咲洲配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

横手産業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、咲洲配水場及び柴島浄水場下系に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

咲洲配水場の設備は株式会社クボタが、柴島浄水場下系の設備は水道機工株式会社が、それぞれ自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

各設備について、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、咲洲配水場及び柴島浄水場下系に設置している設備の保守業務については、横手産業株式会社へ移管されています。各設備について、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、横手産業株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 柴島浄水場外7か所酸注入設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

月島ジェイアクアサービス機器株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場上系及び庭窪浄水場に設置している酸注入設備並びに庭窪浄水場、豊野浄水場、長居配水場、住吉配水場、住之江配水場、舞洲給水塔、城東配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものである。

舞洲給水塔の注入設備はJFEアクアサービス機器株式会社が、それ以外の設備は磯村豊水機工株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作し、納入したものであり、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、磯村豊水機工株式会社はJFEエンジニアリング株式会社に事業統合され、JFEアクアサービス機器株式会社に業務移管されており、社名変更により現在は月島ジェイアクアサービス機器株式会社となっている。

本業務を実施可能と思われる複数の事業者ヒアリングにおいて、他の事業者が本業務を履行中に設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務の履行により生じたものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは月島ジェイアクアサービス機器株式会社が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 庶務事務・人事給与システム運用保守及び改修業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、勤怠管理や給与支給だけでなく、人事考課や研修履歴などを一元的に管理する庶務事務・人事給与システム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようにシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行い、技術的な問題解決や運用支援に伴う軽微なソフトウェアの改修を行うものです。

本システムは富士通株式会社のパッケージ製品である「IPKNOWLEDGE」に対して、富士通株式会社が当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本システムに関する運用保守及び改修業務、当該パッケージ製品の著作権については富士通 J a p a n 株式会社に移管されており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務を履行できるのは富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号06-6616-5420）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 西島外13か所遠隔監視測定設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、西島外7か所に設置している配水遠隔監視測定設備及び大宮外5か所に設置している水質遠隔監視測定設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、メタウォーター株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはメタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 遠隔監視測定設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本業務は、大阪市内に設置している配水遠隔監視測定設備、水質遠隔監視測定設備及び幹線電動弁設備の保守点検を行い、機能維持を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したもので、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

当該設備にかかる保守点検業務は上記業者へ移管されており、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 水道センター管路保全業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、配水管及び給水管並びに弁栓類等（以下「水道管」という。）に近接して他企業等（水道工事含む）が行う工事に係る水道管理設位置の照会に対する回答、施工通知の受付、重要度評価判定（近接する水道管に与える影響度を示す評価）、現地立会、巡視業務等を行うものである。これらは、本市の水道管の近傍で他企業等工事が行われる際、水道管への影響や損傷事故を予防するために実施するものであり、市民生活や都市活動において不可欠なライフラインである水道を供給する施設の保全を行う重要な業務である。

特に本市のような人口が密集している大都市では、往来する車両や通行人も多く、かつ、道路下に埋設されている管路も非常に多く輻輳しており、水道管路の保全業務が適正に履行できない場合、水道管等が損傷し、漏水事故に伴う断水や減水が発生する恐れがあり、市民生活、都市活動に大きな影響を及ぼす可能性があることから、安全な水道水の安定供給のためには、着実かつ適正な保全業務の履行が求められる。

こうした中、現在は、本業務を直営で行っているものの、今後、職員の減少が見込まれており、委託化を含めた業務体制の再構築により事業持続性を確保していく必要があるが、職員の減少ペースを考慮すると、水道管路の維持管理業務に関しては、令和9年度当初から現行の執行体制では一部業務を継続することができないこととなる。

こうした管路保全業務を含む水道管路の維持管理業務については、全国的に官民連携による委託化が進んでいることから、事前に複数の民間事業者ヒアリングを実施したところ、本市規模の管路総延長及び管路口径を対象とした管路保全業務を受託できる民間事業者を見出すことは困難な状況であった。

上記業者は、大阪府内をはじめ多くの市町村からの水道事業に係る技術業務や人材育成等に関する業務を受託し、数多くの水道事業体出身者の確保を通じて水道事業に関する総合的な技術・ノウハウを蓄積している。とりわけ、当局からの「水道事業体への研修の実施他業務委託」を受託し、他の水道事業体職員に対して管路保全業務を始めとする水道トータルシステムの技術に関する研修講師を担うなど、当局の制度及び事業並びに管路施設の熟知する唯一の業者である。

本業務の履行に必要な知識や訓練に基づく技術を有しない場合、現地立会や巡視業務時における水道管への影響の誤認により、水道管損傷事故の発生や、断水・減水といった市民生活への影響、事故を起こした企業体との責任問題に発展するリスクなどがあり、本業

務を着実かつ適正に履行できない。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5574）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 柴島浄水場外5か所配水管理設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス（株）

3 随意契約理由

本業務は、大阪市柴島浄水場（東淀川浄水場含む）に設置している配水管理設備並びに大阪市柴島浄水場（東淀川浄水場含む）、鶴見配水場、住吉配水場、北港加圧ポンプ場及び舞洲給水塔に設置している監視制御設備並びに夢洲流量圧力計測設備の保守点検を行い、機能維持を図るものである。

当該設備の制御を行う制御装置等の構成、プログラム及び各装置の機能は、横河電機（株）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したもので、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

当該設備にかかる保守点検業務は横河電機（株）から横河ソリューションサービス（株）へ事業承継されており、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは横河ソリューションサービス（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 水道事業における広域連携及び海外支援に係るサポート業務委託
(概算契約)

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

大阪市水道局（以下、当局という。）では、令和4年3月に策定した「大阪市水道経営戦略（2018－2027）【改訂版】」（以下、当戦略という。）において、基本方針の1つに社会的責任の遂行（貢献する水道）を掲げ、「他の水道事業体への支援」および「開発途上国が抱える水問題の解消に向けた支援」に取り組むこととしている。

「他の水道事業体への支援」については、改正水道法に合わせて示された「水道の基盤を強化するための基本的な方針(令和元年9月30日厚生労働省告示)」において、中核となる水道事業体が他の水道事業体に対して技術的な援助等を行うことの重要性が示されたことを受け、近畿圏を代表する大規模水道事業体として、これまで培ってきた技術やノウハウを活用し、各事業体のニーズに合わせて実施する技術支援の取組（平成18年度から実施）を拡充することで、府域内外の水道事業の基盤強化に貢献することとしている。

また、「開発途上国が抱える水問題の解消に向けた支援」については、「新水道ビジョン」（平成25年3月 厚生労働省）や「水ビジネス海外展開施策の10年の振り返りと今後の展開の方向性に関する調査」（令和3年3月 経済産業省）では、地域の中核となる水道事業者に対して技術協力等に加え、民間企業と連携して海外展開に取り組むことが求められていることから、海外水道事業体との技術交流等による技術協力を引き続き実施しつつ、海外展開に取り組む民間企業と水道の整備・改善に取り組む海外水道事業体とつなぐコーディネーターとして、民間企業の案件形成、実施事業を支援していくことで、開発途上国の水道改善に貢献することとしている。

本業務は、当局が推進する水道事業における広域連携及び海外支援を円滑に実施していくために、水道に関する総合的な技術やノウハウ及び豊富な実績と経験を有した契約相手方からサポートを受けることを目的とし、当局が周辺水道事業体から受託している技術支援業務について、進捗会議へ出席し技術的な助言や提案、資料作成、管路更新工事に係る施工監理などを当局と一体となって業務を行うとともに、支援ニーズの把握や支援業務の精度向上を目的とした周辺水道事業体へのニーズ調査を共同で行うほか、当局が海外水道事業体へ技術協力等を目的に実施する訪日研修や会議に出席し、海外事業体が抱える課題解決に資する技術的助言や提案、研修内容やハード整備に関するニーズ把握などを当局と連携して行うとともに、把握したニーズなどを

民間企業へ情報発信を行うための水ビジネスパートナー制度の事務局を行うものである。

国内外の支援先となる水道事業体（以下、「支援先事業体」という。）は、当局が水道事業運営に関して豊富な知識と高い技術力を有していることを理由として、支援や協力を求めている。このため、本業務の受託者は、以下の要件を満たすことが不可欠となる。

（１）支援先事業体の支援ニーズは、浄水・配水・給水などの設計・施工に加え、これら水道施設の運営に関する事項まで多岐にわたる。したがって、求められるニーズを的確に把握したうえで、その都度、最適な技術的助言や提案を行うことができる、水道技術に関する専門的知識および水道事業の運営ノウハウを有していること。

（２）支援先事業体との会議は、当該事業体が契約しているコンサルタントや請負業者を交えた三者協議形式となる場合も多い。このような会議においては、コンサルタント等が提示する提案内容について、支援先事業体の立場で妥当性の確認を行い、支援先事業体に代わって修正指示等を行う必要があることから、コンサルタント等に対する指導経験および技術を有していること。

このような国内外における技術支援業務の履行にあたっては、類似業務の履行実績の有無が重要となるが、当局以外に技術支援業務を実施している大規模水道事業体に実施体制を確認したところ、当該事業体の外郭団体と実施している事例を除き、民間事業者に委託して実施しているものはなかった。このため、他都市の大規模水道事業体と連携して技術支援業務を行っている類似外郭団体へヒアリングを実施したところ、定款により受託可能な業務範囲が当該府県内に限定されているなどの理由から、本業務を受託することはできないとの回答があった。

上記業者は、長年にわたり本市の水道事業に関する業務を受託しているとともに、近年では大阪府内をはじめ多くの市町村から水道事業に係る業務委託を受けていることから、水源から蛇口に至るまでのトータルな水道事業全般に関する総合的な技術力とノウハウを蓄積している。

さらに、水道事業体職員の補助員として、職員とともに請負業者への指導等を行う発注者支援業務などの受託実績も豊富であることから、上述の条件に合致する経験と技術を有している。

よって、本業務を履行できる唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部連携推進課広域連携・海外支援担当
(電話番号06-6616-5507)